

## 令和2年度税制改正の大綱（抜粋）

〔令和元年12月20日  
閣議決定〕

持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行う。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA（少額投資非課税）制度の見直しを行う。このほか、国際課税制度の見直しや、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、納税環境の整備等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

### 一 個人所得課税

#### 1 金融・証券税制

（国税・地方税）

〔延長・拡充等〕

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。

- ① 非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間を令和24年12月31日まで5年延長する。
- ② 現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置（一般NISA）の勘定設定期間の終了にあわせ、特定非課税累積投資契約（仮称）に係る非課税措置を次のように創設し、現行の非課税累積投資契約に係る非課税措置と選択して適用できることとする。

イ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定（仮称）を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべき特定累積投資勘定（仮称）に係る株式投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。

の時に発行法人等が無償で取得することとなる事由に該当しないことが確定しているものについては、当該個人の死亡の日におけるその譲渡制限付株式に係る経済的利益の価額を当該個人の収入金額とする。

(注) 上記①の改正は、会社法の一部を改正する法律の施行の日以後に交付の決議がされる譲渡制限付株式について適用する。

(6) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の高等学校等就学支援金について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 個人住民税を課さない。
- ② 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(7) 介護保険法の改正を前提に、同法の第一号事業支給費について、引き続き個人住民税を課さないこととする。

(8) 雇用保険法の改正を前提に、同法の失業等給付について、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 個人住民税を課さない。
- ② 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(9) 労働者災害補償保険法の改正を前提に、同法の保険給付について、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 個人住民税を課さない。
- ② 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(10) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の必要経費算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業等に係るものを加える。

(11) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。

(12) 市町村の合併の特例に関する法律の期限の延長を前提に、合併市町村に係る地方税の特例措置の適用期限を10年延長する。

#### 〈国民健康保険税〉

(13) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行：61万円）に引き上げる。

② 介護納付金課税額に係る課税限度額を 17 万円（現行：16 万円）に引き上げる。

(14) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に  
乗すべき金額を 28.5 万円（現行：28 万円）に引き上げる。

② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に  
乗すべき金額を 52 万円（現行：51 万円）に引き上げる。

③ 軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を 43 万円（現  
行：33 万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と  
公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗  
じて得た金額を加える。

（注）上記③の改正は、令和 3 年度分以後の国民健康保険税について適用する。

#### 〈森林環境譲与税〉

(15) 森林環境譲与税について、市町村及び都道府県における森林の整備及びそ  
の促進に関する施策の実施状況等に鑑み、次の措置を講ずる。

① 令和 2 年度から令和 6 年度までの各年度における森林環境譲与税について  
は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、  
各年度の譲与額は次のとおりとする。

年度	譲与額
令和 2 年度及び令和 3 年度	400 億円
令和 4 年度及び令和 5 年度	500 億円
令和 6 年度	森林環境税の収入額に相当する額に 300 億円を加算した額

（注）各年度の森林環境譲与税について、交付税及び譲与税配付金特別会計に  
おける借入金は充てないこととする。

② 森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。

年度	市町村	都道府県
令和 2 年度及び令和 3 年度	20 分の 17	20 分の 3
令和 4 年度及び令和 5 年度	25 分の 22	25 分の 3
令和 6 年度以降	10 分の 9	10 分の 1